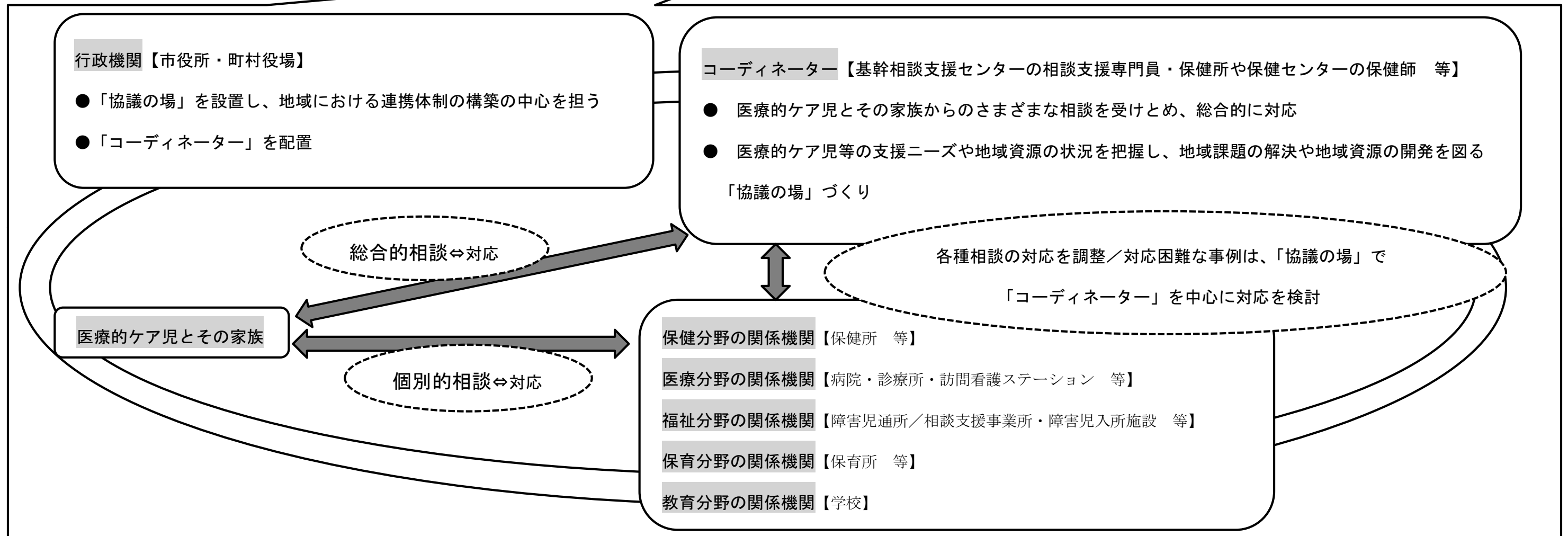
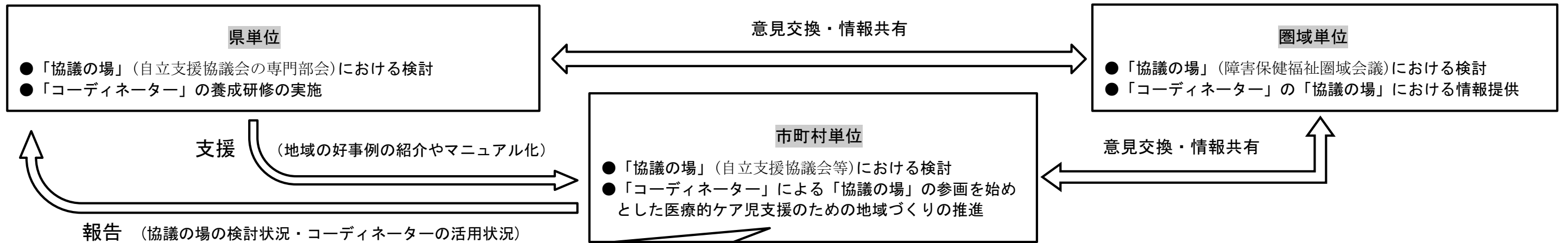


医療的ケア児支援ネットワークの事業化概念図【案】

- 医療技術の進歩等を背景として NICU 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろうを使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加している。
- このような医療的ケア児が在宅生活を行う場合、当事者等が安心して必要な支援を受けるために、関係行政機関や事業者等が、「利用者目線」で緊密に連携して対応できるような体制を構築する必要がある。 (「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」(平成 28 年 6 月 3 日付関係府省連名通知))
- そして、各都道府県、各圏域及び各市町村で、保健、医療、障害福祉、保育及び教育等の関係機関等が連携を図るための「協議の場」を設けることが基本とされ、加えて、市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置が必要とされた。(平成 29 年 3 月 31 日付第一期障害児福祉計画等の基本的指針)



※1 政令指定都市は、基本的に県と別の対応とされている。ただし、名古屋市と愛知県との連携の必要性を勘案し、名古屋市が県単位の「協議の場」に参加できるように検討している。

※2 「協議の場」と「コーディネーター」について、国は市町村単位の設置(配置)が困難な場合、圏域単位でさしつかえないものとしているが、本県では市町村単位の設置(配置)が必要と思われるため、「協議の場」は既存の会議(自立支援協議会・個別ケース検討会議等)を活用し、議題として取扱う対応も可とし、「コーディネーター」には経験年数といった認定条件は設けない等、容易に設置(配置)できるように検討している。